

東浦町事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において次世代自動車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの排出削減に寄与するため、燃料電池自動車トラックを導入する事業者に対し交付する東浦町事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車トラック 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車であつて、貨物自動車及び貨物自動車を通常車両とする特種用途自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が特種と記載されているものをいう。）をいう。
- (2) 自動車リース事業者 借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 燃料電池自動車トラックを購入する事業者又は4年（積載量2トン以下のものにあつては3年）以上のリース契約により燃料電池自動車トラックを事業者に貸与する自動車リース事業者であること。
- (2) 導入する燃料電池自動車トラックは、初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車であること。
- (3) 自らの事業に使用する目的で燃料電池自動車トラックを導入する事業者であること。ただし、自動車販売会社が導入する場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものではないこと。
- (4) 導入する燃料電池自動車トラックが補助対象事業者（自動車リース事業者にあつては、燃料電池自動車トラックのリースを受ける事業者）の自社製品でないこと。
- (5) 導入する燃料電池自動車トラックの自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載されること。ただし、リース契約の場合は、自動車検査証上の所有者は、原則自動車リース事業者であり、使用者は当該車両のリースを受ける事業者であること。
- (6) 自動車検査証上の使用者が町内に事務所又は事業所を有すること。
- (7) 町税を滞納していない事業者であること。
- (8) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員

と密接な関係を有していない事業者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、購入した燃料電池自動車トラックの車両本体価格とし、補助金の額は、燃料電池自動車トラック1台につき30万円を上限とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県、市町村その他団体が実施する補助金等の交付を受ける場合にあっては、補助金の額は、補助対象経費から当該補助金等の合計額を控除した額を超えない額とする。

3 補助金の交付は、同一年度において、補助対象事業者あたり1台限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）に係る新車登録の日の属する年度の3月31日（当該新車登録の日が3月1日から同月31日までの場合にあっては、その翌年度の4月30日）までに東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に別表に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付決定通知書（様式第3）を、適当でないと認めたときは東浦町燃料電池自動車導入費不交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の交付決定通知を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付請求書（様式第5）を町長に提出し、町長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金のリース料金への充当)

第8条 交付決定事業者（自動車リース事業者に限る。）は、リース契約期間内において、交付を受けた補助金を当該決定に係る補助対象自動車の納期ごとのリース料金（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に充当しなければならない。

(取得財産の処分)

第9条 交付決定事業者は、補助対象自動車に係る新車登録の日から起算して4年（積載量2トン以下のものにあっては3年）以内に当該補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（様式第6）を提出するものとする。

2 交付決定事業者は、前項の規定による届出をしたときは、補助対象自動車に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、東浦町燃料電池自動車導入費補助金取消通知書（様式第7）により交付決定事業者に通知するものとする。

- （1）第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）その他町長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定より返還請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内又は当該請求の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金を返還するものとする。

（調査）

第12条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定事業者及び借受人に対し調査等を行うことができる。

- 2 交付決定事業者及びリースを受ける事業者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第11条までの規定については、なお効力を有する。

別表（第5条関係）

区分	添付書類
購入	（1）自動車検査証記録事項の写し （2）事業所証明書その他町内に事務所又は事業所を有することを確認できる書類 （3）町税に未納の額（納期未到来額を除く。）が無いことを証明する完納証明書 （4）請求書その他購入した燃料電池自動車トラックの車両本体価格が確認できる書類の写し （5）その他町長が必要と認める書類
リース	（1）自動車検査証記録事項の写し （2）申請者及びリースを受ける事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し （3）リースを受ける事業者が町税に未納の額（納期未到来額を除く。）が無いことを証明する完納証明書 （4）請求書その他購入した燃料電池自動車トラックの車両本体価格が確認できる書類の写し （5）リース契約書の写し及び納期ごとのリース料金が確認できる書類（補助金相当額の値下げが反映された定額リース料金が分かる書類であること。） （6）リース車両明細書（様式第2） （7）その他町長が必要と認める書類

様式第 1（第 5 条関係）

東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

東浦町長

(申請者)

所在地郵便番号

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり東浦町燃料電池自動車導入費補助金の交付を申請します。また、この申請に係る審査のため町長が私の自動車検査証記録事項の記載事項及び燃料電池自動車の使用の実態等に関する調査を行うことに同意します。

所 有 方 法	☐ 購入 ☐ リース契約（ 年）
自動車検査証記録事項 交付年月日	年 月 日
自動車登録番号 車両番号・標識番号	
補助金交付申請額	円

貸与先（所有方法が購入の場合は記入不要）

契 約 者	所 在 地	東浦町
	名 称 及 び 代表者氏名	

様式第2（第5条関係）

リース車両明細書

年 月 日

郵便番号

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

東浦町事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金交付要綱に係る添付書類について、以下の内容に相違ありません。

1 貸与先情報

所在地	
名称及び代表者名	
リース契約期間 (補助金充当期間)	年 月 日 ～ 年 月 日(月)

2 車両情報

車両名称	
車両型式 車両重量	(トン)

3 交付申請額

車両本体価格④ (補助対象経費)		円 (税抜)
類似の 補助金	国の補助金⑥	補助額： 円 (省庁名)
	国以外の補助金 ⑦	補助額： 円 (団体名)
補助対象経費－他団体 からの補助金額の合計 (④ - ⑥ - ⑦)		円

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました東浦町燃料電池自動車導入費補助金については、次のとおり決定しましたので、東浦町事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金交付要綱の規定に基づき、通知します。

自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
交 付 決 定 金 額	金 , 円
注意 (1) 交付申請を取り下げる場合は、速やかに町長に届け出てください。 (2) 補助事業の適正な実施のため、必要な範囲において町長が調査をすることがあります。また、地方自治法第199条第7項の規定により、町の監査委員が補助事業等に係る出納その他について監査することがあります。 (3) 補助対象自動車を新車登録の日から4年（積載量2トン以下のものにあつては3年）以内に処分するときは、あらかじめ財産処分届出書（様式第6）を提出してください。なお、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。	

様式第4（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

東浦町燃料電池自動車導入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました東浦町燃料電池自動車導入費補助金については、次の理由で不交付としましたので、東浦町事業用燃料電池自動車トラック導入費補助金交付要綱の規定に基づき、通知します。

自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
不 交 付 の 理 由	

様式第 5 （第 7 条関係）

東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付請求書

年 月 日

東浦町長

(交付決定者)

所 在 地 郵便番号

名 称

代表者氏名

電話番号

東浦町燃料電池自動車導入費補助金の交付を請求します。

請 求 金 額	円
交付決定年月日及び文書番号	年 月 日 第 号

受 取 人	振込先には次の口座を指定します。									
	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 店								
	預 金 種 別	1 普通 2 当座	口座番号							
	(フリガナ)									
	口 座 名 義									

様式第6（第9条関係）

財産処分届出書

年 月 日

東浦町長

（申請者）

所在地

郵便番号

名称

代表者氏名

電話番号

東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり財産を処分したことを届け出ます。

1 交付年度年度

2 交付決定番号

3 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	廃棄	貸付け	担保	その他
----	----	----	----	-----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

[]

5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 処分の理由

様式第 7 （第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町燃料電池自動車導入費補助金取消通知書

年 月 日付けでした東浦町燃料電池自動車導入費補助金交付決定
については、下記の理由により取り消しましたので、東浦町次世代自動車購入費補助
金交付要綱の規定に基づき、通知します。

記

自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
取 消 し の 理 由	